

宮浦港におけるビジターバース利用可能施設要領

○場 所 (係留施設) 宮浦 1 号浮棧橋 別紙図面あり

○事前提出書類

- 1 係留施設使用許可申請書 別紙あり (第 6 号様式 (第 8 条関係))
- 2 船舶検査証書の写し 添付

○予約・提出先

NPO 法人 直島町観光協会

香川県香川郡直島町 2 2 4 9 番地 4 0

電 話 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 9 9

F A X 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 1 0

○使用料

係船料 (プレジャーボート)

区 分	単 位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長 10m 以下	1 隻 1 日	1,390 円 (1,670 円)
全長 10m 超 11m 以下		1,580 円 (1,890 円)
全長 11m 超 12m 以下		1,780 円 (2,100 円)
全長 12m 超		船舶の長さ 1 m までごとに 160 円 (180 円)

※ 1 日とは 2 4 時間以内をいう。

※ () 内は、県外者が使用する場合の金額

※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。(業務用船舶は含まない。)

(業務用)

香川県港湾管理条例により、

係留施設 (不定期船一係留ごとに) 総トン数 1 トンにつき 5. 1 2 円

※ 係留が 2 4 時間を超える場合は、2 4 時間までごとに一係留とする。

○注意事項

- ◇ 利用申込みの受付は、使用する日の 3 日前までです。
- ◇ 係船料は、施設到着後に NPO 法人直島町観光協会で支払ってください。
- ◇ 船舶等の損傷その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◇ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◇ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◇ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◇ 当施設では、給油・給水・給電・修繕等はありません。
- ◇ ゴミは各自お持ち帰りください。
- ◇ 天候など問題が発生する恐れがある場合には、ご利用をお断りすることがあります。

宮浦 1 号浮棧橋

北緯 34度27分28秒

東経 133度58分25秒

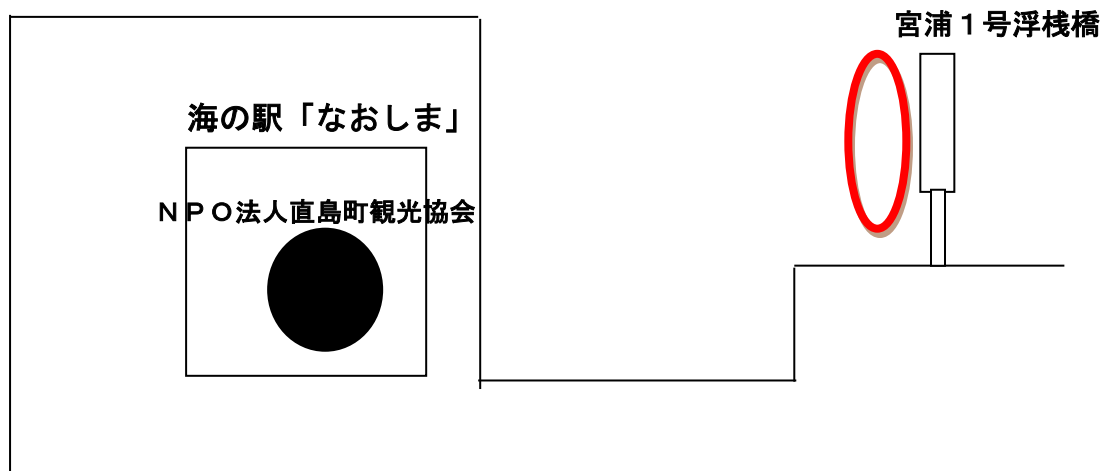


○ 部分に係留可能

宮浦港ビジターバス概要

施設名称	施設所在地	施設延長	申込窓口	所在地	電話番号	申込期限	利用許可の条件等
宮浦 1 号 浮棧橋	香川郡直島町 宮ノ浦	38m	NPO法人 直島町 観光協会	直島町 2249-40	087-892- 2299	使用する日の 3 日前	定期小型旅客船発着所のため、 <u>片側のみ</u> 係船可能 (海から見て右側)

※ご利用の手続きは、NPO法人 直島町観光協会（海の駅「なおしま」内）で行っています。



○お問い合わせ

NPO法人 直島町観光協会

業務時間 8 : 30 ~ 18 : 00

電話 087-892-2299

係留施設使用許可申請書			
香川県知事		殿	
年 月 日			
申請者 住 所			
氏 名			
連絡先			
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第 8 条の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総 ト ン 数		重量トン数	
船 主 名		代 理 店 名	
最大喫水（停泊中）	船首 船尾		
寄 港 地			
揚 荷 の 種 類 及 び 数 量			
積 荷 の 種 類 及 び 数 量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

添付書類 船舶検査証書